

大村市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業【第7弾】

事業継続支援給付金

長期化したコロナ禍に対応し、店舗等における感染防止対策を強化しながら事業継続に向けて取り組む事業者の皆様を支援します。

交付額	申請期間	申請方法
1 店舗・事業所当たり 客席数・収容人員 50 人以上：20 万円 ※1 客席数・収容人員 50 人未満：10 万円 ※1、※2 ※1 上記にかかわらず、申請月の直近3か月の売上高の合計が 10 万円未満の場合：5 万円 ※2 店舗や来客スペース等を有しない事業者（移動販売を除く） の場合：5 万円	令和3年7月5日（月） ） 令和3年9月30日（木） ※予算の限りまで	郵送の方法に限る 【締切日の消印有効】 ※郵送先はチラシ最下部に記載

交付要件（次のすべての項目を満たすこと）

- 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者（個人事業主を含む）又は農業法人、非営利活動法人（NPO 法人）、社会福祉法人など会社以外の法人ほか市が認めるもので、以下のいずれかに該当する者
 - 令和3年6月30日以前から市内で事業を行っている者
 - 市内に本社若しくは本店を有する法人又は市内に居住する個人で、令和3年6月30日以前から店舗を構えず車両等による移動販売を営んでいる者
 - 市内に本社若しくは本店を有する法人又は市内に居住する個人で、令和3年6月30日以前から市外で事業を行っている者

※ (1)のうち店舗等を有しない者又は(2)若しくは(3)については、1事業者当たりの交付となります。
 ※ 市内及び市外に店舗等を有する場合は、市内の店舗等が対象となります。
- 対象月（★1）の店舗等の売上高が、前年又は前々年同期と比較して20%以上減少していること（★2）

★1 令和3年3月から申請月の前月までのうち交付対象者が任意に選択した月
 ★2 創業の時期により前年の売上高が算出できない者は、別に定める算定方法により売上高が20%以上減少していること
- 所在（居住）地における市（区・町・村）税を滞納していないこと

※ 1(1)のうち市外に本社若しくは本店を有する法人又は市外に居住する個人で、新型コロナウイルス感染症の影響により納税に係る徴収猶予特例を受けているものである場合は、その証明が必要
- 感染拡大の防止に向けて、業種別ガイドラインを遵守し、事業を継続する意思があること
- 飲食店や宿泊施設を運営する者については、長崎県の第三者認証制度の認証申請を行っている（行う）こと
- 次のいずれにも該当しないこと
 - 法人税法別表第一に規定する公共法人
 - 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」及び当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
 - 政治団体
 - 宗教上の組織又は団体
 - 上記のほか、給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者

※ 国・県・市町等が実施する同様の制度と重複する場合は対象となりません。

上記要件2に関する詳細

減少率の算定式	減少率の算定式における記号	申請者の創業時期による売上高の算定方法		
		1	創業してから1年以上経過している場合	Bの月の前年又は前々年同期の売上高
$\frac{A-B}{A} \times 100(\%)$	A	2	創業してから1年に満たない場合	創業した月からBの月の前月までのうち任意に選択した月の売上高
		B	令和3年3月から申請月の前月までのうち任意に選択した月の売上高	

【交付申請に必要な書類（指定様式等）の入手について】 次の場所（方法）で、申請に必要な書類等を入手することができます。

- 大村市役所及び市内各出張所、大村市産業支援センター、大村商工会議所
- 大村市のウェブサイトからダウンロード

【問合せ・申請書郵送先】

〒856-8686 大村市玖島一丁目25番地
 大村市 商工振興課 産業振興グループ 電話：0957-53-4111（内線248、249）